ハ　特定不動産の譲渡に係る対価の額
ニ　特定不動産の貸付け（特定不動産を使用させる行為を含む。）による対価の額
ホ　その行う事業（被管理支配会社の株式等の保有又は特定不動産の保有に限る。次号ホにおいて同じ。）に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額
四　当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。
イ　被管理支配会社の株式等の帳簿価額
ロ　未収金（前号イからホまでに掲げる金額に係るものに限る。）の帳簿価額
ハ　特定不動産の帳簿価額
ニ　未収金、前払費用その他これらに類する資産（特定不動産に係るものに限る。）の帳簿価額（ロに掲げる金額を除く。）
ホ　その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる現預金の帳簿価額
9　前項に規定する財務省令で定める外国関係会社（以下この項において「他の被管理支配会社」という。）には、当該他の被管理支配会社と法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の外国関係会社で、他の被管理支配会社に準ずるものを含むものとする。
10　施行令第二十五条の十九の三第五項第一号ハ(3)に規定する財務省令で定める収入金額は、その行う主たる事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額とする。
11　施行令第二十五条の十九の三第五項第一号ニに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額は、次に掲げる金額とする。
一　未収金、前払費用その他これらに類する資産（特定不動産に係るものに限る。）の帳簿価額
二　その行う主たる事業に係る業務の通常の過程において生ずる現預金の帳簿価額
12　施行令第二十五条の十九の三第五項第二号ロ(3)に規定する財務省令で定める収入金額は、その行う主たる事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額とする。
13　施行令第二十五条の十九の三第五項第二号ハに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額は、次に掲げる金額とする。
一　未収金、前払費用その他これらに類する資産（施行令第二十五条の十九の三第五項第二号に規定する特定不動産に係るものに限る。）の帳簿価額
二　その行う主たる事業に係る業務の通常の過程において生ずる現預金の帳簿価額
14　施行令第二十五条の十九の三第五項第三号に規定する財務省令で定める外国関係会社は、その関連者以外の者からの資源開発等プロジェクト（同号イ(1)(ii)に規定する資源開発等プロジェクトをいう。以下この項、第十六項及び第十七項第三号において同じ。）の遂行のための資金の調達及び被管理支配会社（同条第五項第三号イ(1)から(3)までに掲げる事業のいずれかを主たる事業とする外国関係会社で、同号ロからチまでに掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）に係る特定子会社（同号イ(1)に規定する特定子会社をいう。以下この項において同じ。）に対して行う当該資金の提供を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
一　その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社等（施行令第二十五条の十九の三第五項第三号イ(1)(ii)に規定する管理支配会社等をいう。以下この項において同じ。）によって行われていること。
二　管理支配会社等の行う資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たしていること。
三　その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、その本店所在地国において、管理支配会社等の役員又は使用人によって行われていること。
四　その本店所在地国を管理支配会社等の本店所在地国と同じくすること。
五　第四項第五号に掲げる要件に該当すること。
六　当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。
イ　被管理支配会社又は特定子会社から受ける剰余金の配当等の額（その受ける剰余金の配当等の額及びその受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該特定子会社の本店所在地国の法令において当該特定子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその受ける剰余金の配当等の額を除く。）
ロ　被管理支配会社の株式等の譲渡（当該外国関係会社に係る関連者以外の者への譲渡に限るものとし、その取得の日から一年以内に譲渡が行われることが見込まれていた場合の当該譲渡及びその譲渡を受けた株式等を当該外国関係会社又は当該外国関係会社に係る関連者に移転することが見込まれる場合の当該譲渡を除く。ロにおいて同じ。）及び特定子会社の株式等の譲渡に係る対価の額
ハ　被管理支配会社又は被管理支配会社に係る特定子会社に対する貸付金（資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできないものに限る。次号ロにおいて同じ。）に係る利子の額
ニ　特定不動産（施行令第二十五条の十九の三第五項第三号イ(3)に規定する特定不動産をいう。以下この項及び第十七項二号において同じ。）の譲渡に係る対価の額
ホ　特定不動産の貸付け（特定不動産を使用させる行為を含む。）による対価の額
ヘ　資源開発等プロジェクトに係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額
七　当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。
イ　被管理支配会社の株式等及び被管理支配会社に係る特定子会社の株式等の帳簿価額
ロ　被管理支配会社又は被管理支配会社に係る特定子会社に対する貸付金の帳簿価額
ハ　未収金（前号イからヘまでに掲げる金額に係るものに限る。）の帳簿価額
ニ　特定不動産の帳簿価額
ホ　未収金、前払費用その他これらに類する資産（特定不動産に係るものに限る。）の帳簿価額（ハに掲げる金額を除く。）
ヘ　資源開発等プロジェクトに係る業務の通常の過程において生ずる現預金の帳簿価額
15　前項に規定する財務省令で定める外国関係会社（以下この項において「他の被管理支配会社」という。）には、当該他の被管理支配会社と法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の外国関係会社で、他の被管理支配会社に準ずるものを含むものとする。
16　施行令第二十五条の十九の三第五項第三号ト(6)に規定する財務省令で定める収入金額は、資源開発等プロジェクトに係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額とする。
17　施行令第二十五条の十九の三第五項第三号チに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額は、次に掲げる金額とする。
一　未収金（施行令第二十五条の十九の三第五項第三号ト(1)から(5)までに掲げる金額及び前項に規定する利子の額に係るものに限る。）の帳簿価額
二　未収金、前払費用その他これらに類する資産（特定不動産に係るものに限る。）の帳簿価額（前号に掲げる金額を除く。）
三　資源開発等プロジェクトに係る業務の通常の過程において生ずる現預金の帳簿価額
第十八条の二十の二第十二項第一号中「法第四十条の七第十一項に規定する」を「各事業年度（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）の」に改め、「損益計算書」の下に「（これに準ずるものを含む。）」を加え、同項第二号中「（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「類する」を「準ずる」に改め、同項第四号中「各事業年度の決算に基づく所得の金額につき施行令第二十五条の二十第二項又は第三項の規定の例により計算する場合の同条第二項に規定する本店所在地国の法令」を「本店所在地国の法人所得税（施行令第二十五条の十九第一項第一号に規定する法人所得税をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関する法令（当該法人所得税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に関する法令）」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。
五　施行令第三十九条の十五第六項に規定する企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される添付対象外国関係法人の法人所得税の額に関する計算の明細を記載した書類及び当該法人所得税の額に関する計算の基礎となる書類で各事業年度に係るもの